

青森県報

第二千二百七号

平成十五年
八月一日
(金曜日)

目次

規 則

青森県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則…………… (構造政策課) …… 一

告 示

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更…………… (市 興 町 課 村) …… 一
字区域の変更…………… (同) …… 二

生活保護法による医療機関の指定…………… (健康福祉課) …… 二

生活保護法による指定施術者の住所及び施術所の所在地変更の届出…………… (同) …… 二

保安林の指定解除…………… (林 政 課) …… 二

漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出…………… (農 林 水 産 事 務 所) …… 二

公 告

土地区画整理組合の定款変更の認可…………… (都市計画課) …… 三

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了…………… (東 地 方 農 林 水 産 事 務 所) …… 三

道路の位置の指定…………… (十 和 田 県 土 整 備 事 務 所) …… 四

公 安 委 員 会

型式の検定適合遊技機…………… (生 活 安 全 企 画 課) …… 四

規 則

青森県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十六号

青森県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

青森県肥料取締法施行細則(昭和二十五年九月青森県規則第八十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第七号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百九十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、三厩村長から三厩村の区域内に新たに生じた土地が生じたことを確認し、この土地を三厩村字中浜に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡三厩村字中浜六二の一、七九の一、七九の二、七九の三、七九の五、一三二の一、一三二の五の地先公有水面埋立地一四、二四四・〇〇平方メートル

青森県告示第四百九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、川内町長から川内町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

下北郡川内町

大字川内湯ノ川山国有林七五〇林班、七五一林班を字湯野川に編入する。

青森県告示第四百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
しろと歯科医院 ひまわり薬局弘 大病院前	弘前市大字川先二丁目二の一 弘前市大字本町五六の九メゾンソレイユ二階	平成一五・七・一 一五・七・三

青森県告示第五百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定実施者から住所及び施術所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏 名	住 所	施設所 名	施設所 所在地	変更年月日
変更前	笹 敬三	弘前市大字本町 一三四	笹整骨院	弘前市大字本町 一三四	平成一四・七・一
変更後		中津軽郡相馬村 大字湯口字二ノ 安田七二の一三		中津軽郡相馬村 大字湯口字二ノ 安田七二の一三	

青森県告示第五百一十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
- 下北郡東通村大字砂子又字沢内五の七二から五の七六まで、五の七八
- 二 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 三 保安林解除の理由
- 道路用地とするため

青森県告示第五百一十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	加入区 名 称	发起人の住所及び氏名	期 間	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧
	階 上	三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五五番地 長 根 繁 三戸郡階上町大字道仏字鹿倉九四番地一 畑 中 清 二 三戸郡階上町大字道仏字沢前戸三八番地二 小 西 博 美	平成十五年八月一日から同月十五日まで	場 所 階上漁業協同組合

公 告

土地区画整理組合の定款変更の認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、青森市浜田土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 組合の名称
青森市浜田土地区画整理組合
- 二 事業施行期間
平成八年一月二十六日から平成十七年三月三十一日まで
- 三 施行地区
青森市大字浜田字板橋、同大字字豊田、同大字字玉川、大字浦町字奥野、大字大野字若宮、同大字字前田及び大字荒川字成瀬の各一部
- 四 事務所所在地
青森市大字浜田字豊田九九番地の一七

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年八月一日

東地方農林水産事務所長 小 野 祐 司

土地改良事業の名称	事業を行う者	工 事 完 了 日
十四年災農地災害復旧事業	平 内 町	平 成 二 十 五 年 三 月
十四年災農地災害復旧事業	二 四	二 一 一
十四年災農地災害復旧事業	二 一 一	二 一 一
十四年災農地災害復旧事業	二 一 九	二 一 九
十四年災農地災害復旧事業	二 一 〇 三	二 一 〇 三
十四年災農地災害復旧事業	二 一 〇 四	二 一 〇 四
十四年災農地災害復旧事業	二 一 〇 五	二 一 〇 五

五 設立認可の年月日

平成八年一月十七日

六 変更内容

事務所所在地

青森市大字大野字若宮一六〇番地の二

七 変更認可の年月日

平成十五年七月二十四日

"	"	"	"	"
二 一 三 〇	二 一 一 三	二 一 一 二	二 一 二 〇	二 一 一 九
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"

十和田県土整備事務所告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年八月一日

十和田県土整備事務所長 清 藤 栄

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
上北郡七戸町字太田野三 の四〇及び三三三の四三	三六・八〇メートル	六・〇〇メートル	平成 一五 七 一 五

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第

六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年八月一日

青森県公安委員会委員長 榎 引 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRキングゴッドSB5	株式会社ニユーギン
"	モンキーバナナ2	大和工業株式会社
"	モンキーバナナ3	"
回胴式遊技機	ツインバーニング	株式会社藤商事
"	ツインバーニング2	"
"	ベルラッシュR	ベルコ株式会社
"	ベルラッシュR 30	"

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市古川一丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭